



令和8年度業界別人材確保ストラテジー促進事業 (人材確保力向上支援) 支援団体募集要項

お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団
企業支援部 企業支援課 団体連携係

住 所 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階

電 話 03-5211-2781 平日 9 時から 17 時)

メール dantaikadai@shigotozaidan.or.jp

WEB https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/gyokai_shien/strategy/strategy.html



目次

申込者情報の取扱いについて	1
(1) 利用目的	1
(2) 個人情報の保護	1
1 業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)の概要	2
(1) 事業目的	2
(2) 事業期間	2
(3) 事業規模	2
(4) 支援内容	2
(5) 本事業の流れ	5
(6) 団体の役割	5
2 申請要件	6
(1) 支援団体の要件	6
(2) 支援先企業の要件	8
3 申請方法	9
(1) 申請受付期間	9
(2) 申請書類	11
(3) 申請に関する注意事項	12
4 支援団体の選定	12
(1) 審査・選定方法	12
(2) 選定に当たっての視点	13
5 その他	13
6 個別訪問について	13

申込者情報の取扱いについて

(1) 利用目的

- ① 本事業の事務連絡や運営管理・統計分析
 - ② 本事業の普及啓発
 - ③ 各種事業案内等の送付
- ※ 上記③を辞退される方は、表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 個人情報の保護

提出された書類等に含まれる個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」「公益財団法人東京しごと財団個人情報保護基本方針」およびその他の関係法令に基づいて管理します。

1 業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)の概要

(1) 事業目的

労働力人口の減少や高齢化を背景に、中小企業の慢性的な人手不足は続いており、大きな経営課題となっています。中小企業の人材確保に当たっては、業種や業態により特有の課題を抱えていることから、業界内の企業の状況に精通し、企業とのネットワークを有している業界団体(以下「団体」という。)を通じた支援が効果的です。

業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)(以下「本事業」という。)では、セミナー、コンサルティング、業界の魅力発信、マッチング支援などの支援メニューを、業界団体のニーズに応じて戦略的にメニューを選択して提供することで、業界全体の人材確保を図ることを目的としています。

(2) 事業期間

令和8年(2026年)9月から令和10年(2028年)3月末まで

(3) 事業規模

15団体

(4) 支援内容

各業界団体が抱える人材確保の課題に沿って戦略的にメニューを選択し課題解決に向けた取組ができるよう支援を提供いたします。

※ すべての支援は無料です。

※ 本事業は、アデコ株式会社が運営事務局を務めます。

事務局名称:業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)運営事務局

【支援内容(表1)】

支援項目	概要
キックオフセミナー	・ 団体単位で1回実施 ・ 業界が抱える人材確保の現状や課題について、支援先企業と共有 ・ 支援内容について理解を深めることで、本事業への参加意欲を醸成
セミナー	・ 団体単位で2回実施 ・ 団体ごとの課題や目的に合わせたテーマで実施
コンサルティング	・ 団体が選定した支援先企業10社から20社を対象に実施 ・ 個社別に事前ヒアリングを実施し、課題を整理した上で支援計画を立案 ・ 目的達成に向けて伴走型のコンサルティングを実施 ・ コンサルティング内容の区分 ① 採用・定着に関する内容(5回／1社) ※採用マッチング・魅力発信両立型は4回 ② ①を実施した支援先企業の中から最大10社を対象とした人材課題解決のためのデジタル活用・DX推進に関する内容(4回／1社)
業界の魅力発信 アドバイザー支援	・ 業界魅力発信を実施するための取組計画の策定等をサポート
業界の魅力発信 PRコンテンツ作成	・ 団体単位で作成 ・ 業界PR冊子または業界PR動画
業界の魅力発信 試験的PR広報	・ SNS広告等の媒体によるPR広報を最大3か月間支援 ※採用マッチング強化型を除く
採用マッチング イベント	・ 団体単位での採用マッチングを支援 ・ 合同企業説明会、交流会、ウェビナー説明会、職場見学、学校説明会等の開催 ※魅力発信強化型を除く
事例集の作成 事例発表会	取組内容をまとめた事例集を作成し、成功事例やノウハウを業界内に波及

【事業全体のイメージ】



【支援内容(表2)】

業界団体ごとのニーズに応じて下記の3つの型から1つの型を選択

※型は申請書類提出時に様式1に記入

●採用マッチング強化型(全団体対象)

●魅力発信強化型(全団体対象)

●採用マッチング・魅力発信両立型(過去事業参加団体対象※1)

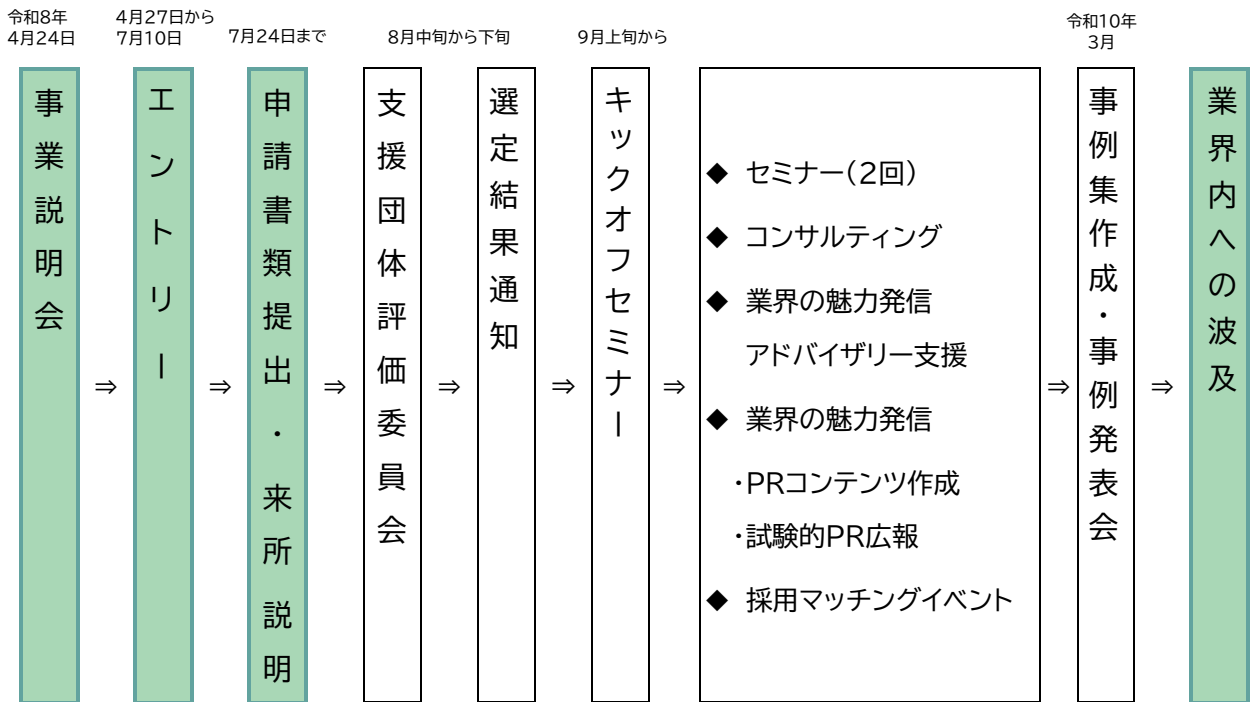
※1〈過去事業参加団体〉

過去に財団が実施した下記のいずれかの団体支援事業において取組実績があること

- (1) 団体課題別人材力支援事業
- (2) 団体別採用カスパイラルアップ事業
- (3) 業界別人材確保支援事業
- (4) 業界別人材確保オーダーメイド型支援事業
- (5) 業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)

支援メニュー／提供対象	実施規模	採用マッチング強化型	魅力発信強化型	採用マッチング・魅力発信両立型
		全団体	全団体	過去事業参加団体
キックオフセミナー	1回	●	●	●
コンサルティング（採用・定着）	5回 両立型は4回	●	●	●
コンサルティング（デジタル活用等）	4回	●	●	●
業界の魅力発信 アドバイザリー支援	5回程度	●	●	●
セミナー	2回	●	●	●
業界の魅力発信 PRコンテンツ作成	一式 (動画/冊子)	●	●	●
業界の魅力発信 試験的PR広報	一式 (最大3か月)	—	●	●
採用マッチングイベント	1回	●	—	●
団体別の事例集の作成	1冊	●	●	●
事例発表会	1回	●	●	●

(5) 本事業の流れ



(6) 団体の役割

本事業における団体の役割は下記のとおりです。

各支援の実施に当たっては、運営事務局が団体並びに支援先企業の人材確保の現状やニーズについてヒアリングを重ねながら進めていきます。

- ① 支援先企業の選定(10社以上20社以内)※
- ② 支援先企業との連絡調整
- ③ 各支援メニューを実施するに当たっての調整・協力
- ④ 業界PR冊子・動画を活用するための取組計画の策定・実施
- ⑤ 本事業での取組事例を業界内に波及させる取組の実施 等

※ 「2 申請要件(2)支援先企業の要件」を満たす企業を選定してください。

申請書類提出までに対応が必要な事項

- 業界を取り巻く人材確保の現状・課題・ニーズの整理
- 支援先企業の募集・選定
- 本事業での目標設定
- 団体内における本事業の成果の波及・啓発の取組の検討
- エントリー…令和8年7月10日(金曜日)まで
- 来所予約…令和8年7月17日(金曜日)まで

申請書類に反映
いただく内容です

2 申請要件

(1) 支援団体の要件

次の①から⑩の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合等の法人であること
- ② 業種別の中小企業等で構成される業界団体で、構成員(会員、組合員等)の5割以上が中小企業であること
- ③ 都内全域を活動範囲とし、都内に住所または主たる事業所があること
- ④ 「令和7年度業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)」の支援団体でないこと
- ⑤ 法令等を遵守していること
 - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
 - (イ) 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること
 - (ウ) 申請時から遡って1年間に財団または東京都等との委託契約等における契約違反がない者
 - (エ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ⑥ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした(債権者を除く)又は破産手続きの開始決定を受けた債務者であること
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属している又は信用度が極端に悪化していないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑨ 職員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること
- ⑩ 事業説明会に参加していること

上記の要件に関わらず、財団理事長が適当でないと認める場合は支援の対象外とします。

なお、以下の①から④の事由に該当した場合は、書面審査の対象から除外します。

- ① 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ② 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 上記(1)支援団体の要件を満たさなくなった場合
- ④ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 支援先企業の要件

支援先企業の選定に当たっては、次の①から⑨の要件をすべて満たしている必要があります。
 なお、団体自らが支援の対象となることを希望する場合は、支援先企業とみなすことができます。

- ① 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所があり、常時使用する従業員数・職員数が300人以下、又は資本金3億円以下であること
- ② 上記(1)の団体の会員、組合員、構成員等として所属している若しくは、団体に所属していないものの、同一業界内であること
- ③ 法令等を遵守していること
 - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
 - (イ) 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること
 - (ウ) 申込み時から遡って1年間に財団または東京都等との委託契約等における契約違反がない者
 - (エ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ④ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした(債権者を除く)又は破産手続きの開始決定を受けた債務者であること
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属している又は信用度が極端に悪化していないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑦ 従業員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること
- ⑧ 「令和7年度業界別人材確保強化支援事業(カスタマイズ支援)」の支援先企業として支援中の企業でないこと
- ⑨ 本事業に最後まで取り組む意欲のある企業であること

3 申請方法

(1) 申請受付期間

令和8年4月27日(月曜日)から7月24日(金曜日)

- ※ 来所による申請内容の説明(ヒアリング)をもって受付完了となります。
- ※ 来所日の**4営業日前まで**に申請書類を提出してください。
- ※ 上記期間外の受付は一切行いません。
- ※ 持参持ち込みは不可。

◆ 受付完了までの流れ



申請予定団体へのフォローを行うため、必ずエントリーをお願いします。

- ① エントリー：令和8年4月27日(月曜日) から 7月10日(金曜日)まで
- ② 来所予約： 同 上 から **7月17日(金曜日)**まで
- ③ 申請書類提出： 同 上 から 7月17日(金曜日)まで
- ④ 来所説明： 同 上 から 7月24日(金曜日)まで

① エントリー

- ◆ 下記事業ウェブサイト内のエントリーフォームから必要事項を登録してください。

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/gyokai_shien/strategy/strategy.html

- (1) 団体名
- (2) 団体所在地
- (3) 担当者連絡先(担当者名・部署・電話番号・メールアドレス)



② 来所予約

- ◆ 来所説明の予約枠は、平日10時から11時、13時から16時(最終が16時開始)です。
- ◆ 所要時間は1時間です。あらかじめ、電話またはメールでご希望日・時間をお知らせください。
 電 話:**03-5211-2781(平日9時から17時)**
 メール:dantaikadai@shigotozaidan.or.jp

- ※ 予約状況を踏まえて日程調整を行いますので、希望の日程に沿えない場合もございます。
- ※ 「令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)」の同時申請をされる場合は、予約時にお伝えください。
- ※ 7月21日(火曜日)以降は予約が混み合うことが想定されますので、計画的な提出をお願いします。

③ 申請書類提出

◆ 提出方法

電子 または 郵送

来所日の**4営業日前までに到着**するように提出してください。

7月24日(金曜日)が来所日の場合には、**7月17日(金曜日)**が到着期限となります。

➤ 電子での提出先

来所予約受付時に申請フォーム URL を案内します。

➤ 郵送での提出先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階
(公財)東京しごと財団 企業支援部 企業支援課 団体連携係 宛

④ 来所説明

- ◆ 事前に提出いただいた申請書類の内容をご説明いたします。
- ◆ お手元用に申請書類一式の控えをご持参の上、下記への**来所**をお願いします。(郵送の場合の提出先と同一)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階
(公財)東京しごと財団 企業支援部 企業支援課 団体連携係

<交通のご案内>

最寄り駅:飯田橋駅

- JR 中央・総武線=東口より徒歩3分
- 東京メトロ東西線=A5出口より徒歩1分
- 東京メトロ有楽町線・南北線・都営地下鉄大江戸線=A2出口より徒歩2分
- 「東京しごとセンター」より徒歩1分



(2) 申請書類

書類名称			備考
①	様式1	令和8年度業界別人材確保戦略促進事業 (人材確保力向上支援)申請書	・代表者印を押印すること ※代表者名が自署の場合は押印不要
②	様式2	団体概要	・申請要件を確認の上、「その他確認事項」欄にチェックを記入すること
③	様式3	業界の雇用情勢、会員企業への支援実績	
④	様式4	本事業の推進に向けた計画	
⑤	様式5	支援先企業の選定	
⑥	様式6	支援先企業一覧	
⑦	様式7	令和8年度業界別人材確保戦略促進事業 (人材確保力向上支援)参加申込書	・選定企業全社分 ・各社の代表者印を押印すること ※代表者名が自署の場合は押印不要
⑧	—	パンフレット等団体の概要がわかる資料	
⑨	—	団体の直近3期分の財務諸表一式	・連結決算を行っている場合は単体及び連結決算両方の財務諸表一式
⑩	—	団体の履歴事項全部証明書(写し可)	・発行日から3か月以内のもの
⑪	—	団体の印鑑証明書(写し可)	・発行日から3か月以内のもの ※様式1の代表者名が自署の場合は提出不要

※⑦の提出が難しい場合はご相談ください。

➤ 様式は下記ウェブサイトからダウンロードできます。(令和8年4月27日掲載開始)

東京しごと財団 雇用環境整備事業

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/gyokai_shien/strategy/strategy.html

(3) 申請に関する注意事項

- ◆ 来所説明後は、申請書等の追加提出、差し替えはできません。ただし、財団から追加書類及び差し替えの提出を求める場合にはその限りではありません。
- ◆ 提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ◆ 申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ◆ 申請書類の作成、申請、支援先企業の募集・選定に係る経費等は、申請団体の負担となります。

～同時募集している下記の補助金を申請する場合の注意～

・令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)

上記の補助金の申請の要件として、過去に財団が実施した下記の団体支援事業の取組実績がない団体は、本事業(「令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)」)の申請が必須になっております。

- 「団体課題別人材力支援事業」
- 「団体別採用カスパイラルアップ事業」
- 「業界別人材確保支援事業」
- 「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」
- 業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)

なお、上記5事業の取組実績のない団体が令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)に選定された場合には、本事業(「令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)」)を最後まで受けていただくことが要件となりますのでご注意ください。

- ・ 令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)のその他の申請要件については、「令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)補助金募集要項」を参照してください。

4 支援団体の選定

(1) 審査・選定方法

- ◆ 提出された申請書類に基づき上記「2 申請要件」を満たしているかを確認した上で、財団が設置する「業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)支援団体評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において書面審査を行います。
- ◆ 評価委員会では、提出された申請内容について各委員が評価基準に基づき評価し、総合的に判断した上で、15団体を選定します。各委員の評点の平均が、満点の60%に満たなかった場合は、選定の対象外とします。
- ◆ 評価委員会は非公開とし、選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 選定に当たっての視点

選定に当たっての視点は概ね以下のとおりとし、総合的に判断した上で選定します。

- ① 本事業の目的及び事業内容の理解、支援の必要性
- ② 事業目標、波及・啓発の取組
- ③ 支援先企業の選定方法
- ④ 本事業の実施体制、人材確保支援の実績
- ⑤ 個人情報管理、法令遵守体制

5 その他

本事業は、この募集要項のほか、「業界別人材確保戦略促進事業実施要領」の定めるところに従って実施します。

6 個別訪問について

下記期間中、個別訪問による支援メニューの説明(30分から1時間程度)が可能です。支援先企業の募集に向けた会員企業用の内容にも対応しております。

個別訪問をご希望の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◆ **訪 問 期 間:令和8年4月27日(月曜日)から7月10日(金曜日)**

業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)運営事務局
電 話:03-4550-3076(平日9時から17時)
メール:ade.jp.strategy@jp.adecco.com

※ オンラインでも対応可能です。

※ ご希望の日程に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上

令和 年 月 日

公益財団法人東京しごと財団 理事長 殿

団体の所在地

団体の名称

代表者職・氏名



(代表者氏名が自署の場合は押印不要)

令和 8 年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)
申請書

令和 8 年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)(以下「本事業」という。)について、「令和 8 年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)支援団体募集要項」に基づき、別紙の書類を添えて申請します。

記

1 支援先企業数 _____社

2 支援メニュー ※下記の 3 つの型のうち、1 つを選択すること

☐	採用マッチング強化型（全団体対象）
☐	魅力発信強化型（全団体対象）
☐	採用マッチング・魅力発信両立型（過去事業参加団体対象）

3 担当者連絡先

住 所	〒
部 署	
役 職・氏 名	
電 話 番 号	
E-mail	

1 団体概要

名 称						
所 在 地						
設 立 日						
設立目的						
事業内容						
会員資格						
会 員 数	全国		社	うち中小企業		社
	都内企業		社			
出 資 金 (資本金)			円	従業員数	名	
年間収益等 (過去3か年)	令和7年度	経常収益		円	決算期	期
		当期経常増減額		円	当期一般正味財産増減額	円
	令和6年度	経常収益		円	決算期	期
		当期経常増減額		円	当期一般正味財産増減額	円
	令和5年度	経常収益		円	決算期	期
		当期経常増減額		円	当期一般正味財産増減額	円

2 その他確認事項

募集要項「2 申請要件(1)支援団体の要件①から⑩」の内容を確認し、チェック☑してください。

上記申請要件を満たしている ☐

業界の雇用情勢、会員企業への支援実績

団体名：_____

(注)記入枠内の文字制限はありません。必要に応じて枠を拡張してください。

1 業界を取り巻く雇用情勢、人材確保における課題

--

2 会員企業への人材確保に資する支援実績

※該当する項目にチェックを入れてください。

① 支援実績なし ☐ ②支援実績あり ☐

3 2で「②支援実績あり」を選択した場合は、取組実績を記載してください。

実施期間(年月日)	実施内容(実績)

本事業の推進に向けた計画

団体名: _____

当団体では、公益財団法人東京しごと財団等と連携し、以下の目的に向けて取り組むとともに、本事業に参加する支援先企業だけではなく、取組事例等の成果を波及・啓発することにより、業界内中小企業等の人材確保力の向上を図っていきます。

(注)記入枠内の文字制限はありません。必要に応じて枠を拡げてください。

1 本事業の参加目的(理由)

2 本事業での目標

3 団体内における本事業の成果の波及・啓発の取組

4 本事業の実施体制(管理・運営体制)

5 個人情報管理保護、法令遵守についての実施内容・組織体制

支援先企業の選定

団体名: _____

1 支援先企業数

_____社

2 支援先企業の募集方法

本事業の事業趣旨や支援内容について、会員企業への周知方法を具体的にご記入ください。
募集記事も添付してください。

3 支援先企業の選定方法・選定基準

(注)記入枠内の文字制限はありません。必要に応じて枠を拡張してください。

令和 8 年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)
参加申込書

当社は、公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が実施する「令和 8 年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)」(以下「本事業」という。))への参加申込みに当たり、本事業支援団体募集要項「2 申請要件(2)」で定める下記の支援先企業の要件①から⑨をすべて満たしていることを確認いたしました。

- ① 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所があり、常時使用する従業員数・職員数が300人以下、又は資本金3億円以下であること
- ② 申請団体に、組員、構成員等として所属している若しくは、団体に所属していないものの、同一業界内であること
- ③ 法令等を遵守していること
 - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
 - (イ) 納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること
 - (ウ) 申請時から遡って1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がないこと
 - (エ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でないこと
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ④ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした(債権者を除く)又は破産手続きの開始決定を受けた債務者であること
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属している又は信用度が極端に悪化していないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑦ 従業員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること
- ⑧ 「令和7年度業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)」の支援先企業として支援中の企業でないこと
- ⑨ 本事業に最後まで取り組む意欲のある企業であること

令和 年 月 日

従業員数	人
資本金	円

所在地	
企業名	
代表者職・氏名	⑨

(代表者氏名が自署の場合は押印不要)

本社所在地が都外の場合は、所在地欄に本社所在地と都内の主たる事業所を併記してください